

北名古屋市監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 6 年 10 月 18 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

小学校 5 校（師勝小学校、師勝南小学校、師勝北小学校、師勝東小学校、師勝西小学校）及び中学校 3 校（師勝中学校、訓原中学校、熊野中学校）

対象期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 30 日までの所管事務

実施期間 令和 6 年 8 月 7 日から令和 6 年 8 月 30 日まで

2 監査の概要

北名古屋市内小中学校のうち半数の 8 校を当該監査対象とし、学校運営に係るもののうち図書備品について、所管している学校教育課及び学校関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係者から説明を聴取して、適正に管理が行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各小中学校の図書備品の管理状況については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。監査対象小中学校の概要及び監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象校の概要（児童生徒数は令和 6 年度学校基本調査報告数）

ア 小学校

(ア) 師勝小学校 児童数 660 人 クラス数 23 蔵書数 13,651 冊

(イ) 師勝南小学校 児童数 579 人 クラス数 24 蔵書数 12,695 冊

- (ウ) 師勝北小学校 児童数 433 人 クラス数 19 蔵書数 10,414 冊
- (エ) 師勝東小学校 児童数 451 人 クラス数 20 蔵書数 10,885 冊
- (オ) 師勝西小学校 児童数 637 人 クラス数 26 蔵書数 16,099 冊

イ 中学校

- (ア) 師勝中学校 生徒数 633 人 クラス数 20 蔵書数 18,126 冊
- (イ) 訓原中学校 生徒数 362 人 クラス数 13 蔵書数 6,364 冊
- (ウ) 熊野中学校 生徒数 357 人 クラス数 13 蔵書数 8,794 冊

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 購入及び台帳登録の手続きについて

購入し納品が完了しているにもかかわらず、台帳に登載されていない図書備品がある学校があった。購入した図書を効果的、効率的に活用するため、他校の事例を共有し、速やかに登録する方法を検討するよう指示されたい。

イ 除籍及び廃棄の手続きについて

除籍にあたって学校長までの決裁を受けていない学校があった。長期間活用する図書備品であるという性質を鑑み、決裁を受けていない学校に対して指導されたい。

【意見】

ア 台帳に記載する文言等や図書備品を廃棄する判断基準について異なる現状が見受けられたため、各学校の情報を共有し、非効率なところがあれば是正して効率的に活用できるよう取り組まれたい。

イ 貸出中の図書備品に紛失等が発生した場合は、公平性確保のため、学校ごとに差の生じない対応方法を検討されたい。